

されました後に、その立法論が現実化した後に、現実の問題として動いていくということは、言わざして明らかにありますから、それをよき結果づけをする原案を考え、ともに切磋琢磨しながらよりよきものを作成するための努力をし続けるということは、當時行政の長官であれ、あるいは公務員であれだれしもが心がけて努力していくべき責任を持つてなすべきものだと私は思つておるのであります。

法調査会がができるわけです。そしてその改正するかどうかということについては、池田さんはこの結論によつてきまるべきものであつて、総理大臣としてそういう意見を述べるといふことはしない方が正しいし、答えるといふことは不適当と思うから答えないといふ、慎重な態度をとつておられます。が、荒木さんの場合はどこへいっても改正すべきであるなんていうことを言つてもいいと公言されておると思われるけれども、私はその点は池田さんが正しかと思う。あなたのそういう態度は行政指導という面から言つて、非常に軽率な態度だと思うのです。ことに憲法のもとに教育基本法ができるわけですから、憲法改正の結論が出たあとに初めて教育基本法の再検討ということを荒木さんが言つたまだわかるのです。まだ憲法がいろいろの論議の中に慎重に慎重を重ねて結論も出していないのに、その憲法のもとに生まれてきておる教育基本法を先ばっして荒木さんが公の席上でどこでも言ひたいほうだいなことを言つてゐるということは、憲法の立場からいつでもおかしい、こう思います。少なくとも憲法改正の結論が出たあとにおつしやるならまだわかる。今憲法をどうするかということを論議しているときじゃないですか。それを先ばっして教育基本法は再検討すべきであり、私はどうだ、こうだと批判をするといふことはおかしいと私は思う。その点はいかがですか。

基本法は法律であります。前文に憲法の趣旨に基づいてと書いてあります。が、これはいかなる法律といえども憲法のうち内にある意味においては重要な法律について一切批判も加えるべからず、立法論的に改善意見も述べべからずというがどとき御意見のように拝聴しますけれども、それは私はかえつて法律というものを軽視する態度じやないかと思います。法律、憲法を尊重すればするほど、常に国民の一人として、あるいは公務員の一人としても前向きに全国民のためによりよきものにするのはどうしたらいか、また慎重審議して識者の意見を聞いて、よりよきものに仕立て上げる課題として残つておると考えるという意見を述べることは、私は重要視するがゆえの態度であつて、軽視するという態度じやむろんない。またそう言つたからといって、それを聞いた人が文部大臣がああ言うからすぐ改正されるのだ、改正されたのだなど思うはずがない。ともに恵を出し合つてよきものにしていくこうという意欲を解明するということは、さつき申し上げましたように尊重するがゆえの考え方立つて、私は言つておるつもりであります。

そこでそういうことは別にして、予算委員会においてもどこでも、池田内閣の人つくりの基本的な精神は、立法論は別にして、憲法と教育基本法を忠実に守つてやるのだ、これが基本的精神性だと答えておりますが、立法論は別、行政指導の基本的精神として、憲法と教育基本法を忠実に守つていく、これが基本的な行政の方針だということについては間違ひありませんか。

○荒木国務大臣 その点は先刻も申し上げましたように、当然のことだと存じております。

○山中(吾)委員 それなら少し具体的に聞きますが、憲法を忠実に守るということについて確認をしたいのでお聞きしておきたいと思います。

憲法の第一条に国民に主権があるということが言明をされております。天皇は国民の象徴であると同時に国民に主権があるというものが強調される。これはおそらく日本の歴史的な伝統の中に、天皇の地位といふものと、それから國民主権制といふもののある意味においては一つの妥協である。あるいは調和だと思うのですが、大臣、このときに旧憲法から新憲法に移ったときの一一番大きいいわゆる國民主権制、君主主権制から國民主権制へ移ったというところに第一条の重要な意味があるので、國民に主権があること、國民主権意識を強調することが、この憲法下において憲法に忠実なる人ならぬ。國民主権意識を強調するという行政方針をおとりになつて参りましたか。これからとるということでおこで言明されますか。

○荒木国務大臣 言明どころか御念

めのには、積極的な政策をとらなければ新しい意識が出ないじゃないですか。ただながめておって、それでこの憲法の第一条の精神に即して積極的に政策をとつておるとということにはならないのではないか。大層のおしゃることは何もない、そういう意識を妨害をしなければ忠実に守つておるということだ、そういう論理の飛躍があなたの答弁の中に入つておると思う。強調されたということが具体的にどうかありますか、それをお聞きしている。

○荒木国務大臣 私個人が主権在民だ主権在民だとどこかで言つたからどうなるという問題じゃないと思います。その主権在民の趣旨は、教育政策、行政を行なうにあたりまして守らねばならない。積極消極両面を含めた趣旨に従つてもろろの法律ができておる。もし足らないところありとせば、これを立法論の立場においてその法律そのものを補つていくというやり方によつて、その線に、らちに沿つて行動するということが、積極消極両面の憲法の趣旨を徹底するゆえんだと思います。学校教育の場をかりにとつて申しますならば、教科書は文部大臣の検定を経たものを使うということによつてある意味では制約を受け、責任を負つて教育が行なわれておる。そのもとは学習指導要領にある。学習指導要領は、数百人の専門家、有識者の意見によつて検討されたものを、責任を負つて文部大臣と一立場で定めておる。そういうことに従つて行なうこと�이면 おっしゃることに適するゆえんであって、もしお話しのごとく積極面が足りないということありますれば、もちろんの

法律以下に今申し上げますようなことも含めまして内容を充実していく、その欠陥を補う努力をするという形で御質問に応じ得る行動が始めで責任を持つて行動する姿となって現われる、そういう筋合いのものと心得ております。

○山中(吾)委員 道徳教育を強調されておるので、そういう道徳教育を強調される中に具体的にそういうものの明示をしていくべきであると思うので、大臣がそういうお気持ならば、もつと強調する一点として、憲法の第一条の精神を普及するようなことをやり申しあげたのであります。これからは御質問になるべきであるというので私は御質問申し上げたのであります。これからの施策を見せていただきたいと思います。

次にまた、たとえば思想の自由、学問の自由という一つの要請があるわけですけれども、大臣が日教組を批判されるときに、倫理綱領が革命を目ざしたものとこの綱領であるということをしばしば言われて、そうして日教組を非難をされておるのですが、その点については、教師はいかなる思想を持っても自由である、しかし教壇に立つて子供に向かった場合は思想的自制が必要であつて、イデオロギー教育はしてはならない、ということとけじめをつけたて、教師に対する立場を文部大臣はおとりになる必要があると私は思うのですが、そうでなくして、文部大臣は至るところで放言をして、これは放言をし、たらいいろいろ大へんなことになると思うのですが、そういう中に、教師に対する可能性を引き出していくという教

育的な本質に基づいた教育ということが、をごっぢやにされておられるのじやないか、その点は教師觀の問題ですが、これに関連して大臣に聞いておきたいと思います。

○荒木國務大臣 教師の一人一人が国民としていかなる思想を持ちましょくあることは論を持たないと思います。ただ教師なるがゆえに、そこに教育活動に關する限りは制約があると申します。その制約は何だといふならば、小中学校あるいは高等学校についてしかりだと思いますが、教育活動をされ自身、教育内容を児童生徒に教え導くという行動半径は一定の制限がある。それは学校教育法の命ずるところに従つて文部大臣が教科に関することを定め、またその定めねばならない権限と責任に基づいてひとしく学校教育法に定めるところの教科書の検定を行なう。これは主権者たる国民に対しても文部大臣といふ立場で責任を持たれておることであり、またそのゆえに与えられた権限に基づいてやるべきことで学習指導要領がきまり、教科書が検定ということで確定する。採択その他の手続があるにいたしましても、検定されたもの以外に使つてはいけないという制約のもとに、その大筋を逸脱すべからずと、思想の自由の制約が法律によって定められておる。その意味の制約は、私は現行法上のことでもありますと同時に、現行法に従つて行なわなければならぬ、こういう關係に立つと思ひます。私が日教組を批判しますのは、教師の個人々々の思想の自由とか何とかをどうせいといふようなことは、いまだかつて言つたこと

はない。私の指摘しますのは、倫理綱領の目ざすものが、革命教育を具體的にやらねばならぬことを組合員に要請しておる、その性格が教育基本法第八条の示すところの教育の場における政治的な中立性を要求しておることに違たずねする結果を招来するおそれあり。教師の労働者たるゆえんは、教育活動それが自体が勤労内容と思われる。その教員活動をなすにあたつての心がまえとして定められたと思われる教師の倫理綱領なるものが、一体何を言つてしるか集団としての教職員組合がいかなる綱領を持つかということは、これまた白由だと私は理解します。しかし教育は本法の趣旨、さらに学校教育法によつて制約を受けておることすらも無視して、たとえば國のかなめをとりかえないと、性などは求むべくもないとかといふ判断に立つて倫理綱領を定め、組合員に集団の一員として忠誠を誓わせる形で、その内容たる教育活動をそれを通じて行なわせるということに間違いがある。現に、毎年日教組みずから主催する教研大会を開きながら、文部省の定めた教育課程、教育内容を骨抜きにして行なわせるということを明らかに目的として行動もしておる。そういう現実にながるおそれのみならず、現実の行動によつて、總意によつて定められるであろうところの組合綱領といふもの、倫理綱領の誤まりに端を発する。だから、一人々々の組合員の意思がありまますから、その根源は何だとなれば、倫理綱領といふものは、一人々々の教師の良識に訴えて、主権者たる国民が新憲法のもと、教育基本法のもと納得するようなものにつくりかえたらどうだという意味で反省すべし。

四

りにおいてはそういう懸念を持つのが

○山中(吾)委員 最近のそういう全国的な沿革的なこともあります。倫理綱領の中も、十五、六年たった今日の状態に立脚して、教師の一人々々の良識に従つて検討されたらどうだろうということでの反省を求め、勧告するということです。

の教師の法律にそむくような教育実践課題を扱うべきであるとすれば、一つ資料を出していただきたいと思います。これは話だけしておつてもわからないから、それをお願いしておきます。

それからこの機会にもう少しこの問題を掘り下げるために、教育の中立性というものは、文部大臣はどういうことをお考えになつておられますか。

○荒木国務大臣　これこそ教育基本法第八条そのものが物語つておると心得ております。

ことは、もっと具体的でないとならぬと思うので、具体的に文教政策として、教育の中立性を強調されるのは、不當な支配になるというようなことだけではなしに、そういう真空のようない中立では政策にならぬと思うのです。従つて現在の憲法と教育基本法にのつた教育、これなら中立性だ、あるいは憲法軽視だ、教育基本法軽視だ、そういう教育をするのは中立性ではない、あるいは暴力革命を意図したいわゆる意図的な革命教育は中立性ない。それなら何だといえども、現行憲法、教育基本法を忠実に守つていこう、その精神を実現していくこうというのが中立性だ、こういうようにならなければ

ですか。

○荒木国務大臣 その通りだと思います。私が日教組について言うことを再び言及することが許されるならば、さつきも申し上げましたように、教師に政治的中立性などあり得ようもないというがごとき認識に立った倫理綱領は、教育基本法にまともにぶつかるということに懸念を持つておるのであります。抽象的でおそれりますが、さつきも申し上げましたように、学校教育法にのっとり、教科書を通じて教育され、学習指導要領にのっとって教師が行動します限りにおいては、憲法及び教育基本法の趣旨にのっとった教育が行なわれるはずです。もしそれに疑いがあるとするならば、そのことによつて教師の中立性が保たれるものではな

い、制度そのものが全国的に公平に制定され、度づけられて、その線に沿って歩くことが、主権者たる国民に対する限りにおいて、おいての、学校の場における政治的中立性であり、教師の中立性を保つゆえんだ、こう思います。

くて、教育基本法を無視、軽視するよ

うな方向の意味において教育行政が偏向していないですか。そういう具体的な政策として、こういう問題を安定させなければいかぬと私は思うのですよ。

そこで私、教育の中立性を持つてきましたわけですが、教育の中立性ということは、文部大臣の在職中は、憲法と教育基本法を忠実に守る方向にいつも強調されないと、中立性を保たれないと、教育に対する中立性を要望しても権威がないと思うのですよ。だれも不服しないと思うのです。だからそういうことを文部大臣在職中に教育基本法を軽視するようなことを言うことをやめになつたらいかがですか。教育の中立性を日本の教育界に確立するためには、そういうことを言わない方がいいし、言うべきでないと私は思うのです。いかがですか。

○荒木国務大臣 それは必ずしも私は

お説に賛同しがれることは先刻も申し上げましたが、日教組の倫理綱領批判と並べておっしゃいますから、そのことに関連して申せば、日教組の倫理綱領は十数名の学者に頼んで書いてもらったと思われるのですけれども、全國大会で組織の機関にかけて正式にきめておる。きめた以上は組合員たるもの、そのおきてに従わねばならないといふことは当然のことであります。いわば法律、憲法等になぞらえていうならば、成文法として組合みずからが憲法として持つておる、定めておるといふそのことが物語る行きつく先が、教育基本法第八条に違反するおそれありと懸念するがゆえに、反省を求めておる次第であります。

教育基本法を立法論的にもつとこう

したらよくもなるかということ、そのことは、日教組の倫理綱領で現に定めておるものに従つて、教育の中立性を侵すなどということは、およそ縁遠い話だと思います。憲法の改正を唱えれば憲法を無視しておる、軽視しておる、教育基本法、学校教育法その他もろもろの文部省所管の法律を、立法論的に改善意見を述べれば、それが現行法を軽視して教育の中立性憲法教育基本法の趣旨を逸脱するということと同じことだという御批判は当たらない。立法論は立法論、法治国日本において憲法以下の法令に従つて行動するということは鉄則である、それとこれとは全然別個のこと、同時に存在し得ること、何ら相互にスポイルすることなしに行なわることであり、行なうことはむしろ見方によればいいことだ、こう思うわけであります。

○荒木国務大臣　載せることは自由であり、載せたからといって改正されるものではない。国会を通じて主権者たる国民の負託を受けた機関においてきるのでなければ、そうならないわけではありませんが、それがどう偽装統領の中に憲法を改正すべきだという方針を出したら、それはいいのですか。あなたは憲法、教育基本法の改正を何ば言つてもそれはいいことだ、教育の中立性に反しない、それなら今度は新しく、日教組が倫理綱領にこの憲法を改正すべきである、この教育基本法は改正すべきであるというようなことを載せねばあなたはけっこうだといって賛美をいたしますか。それはあなたのおっしゃることとは理屈ですよ。

ですから、書いたからといって弊害が

あるとかなんとかいうことは私はない、と思います。現に日教組といえども、教育基本法第一条の教育目的は、あれは抽象的でだめだ、もつと具体的に改めなければならないということは、もう十数年来言い続けておることでありまして、そのことに関する限り、私は日教組と同意見であります。

○山中(吾)委員 それはよく覚えておいて下さい。大へんなことです。そうすると教育の中立性なんというものは、大体基準がないのです。あなたは現実の文教行政を実践的に担当する最高の責任者ですよ。そして憲法、教育基本法のもとに、日本の文政を進めていかなければならぬ人が、教員の団体が、憲法を改めよ、教育基本法を改めるべきだ、憲法はこれではだめだ、こう言ふのはかえつていい。そのときは文句は言わない、非常にけつこうなことだと今おっしゃったのですが、一体教育

の中立性というのには何ですか。具体的な政策として教育の中立性をもう少し説明していただきたい。

○荒木國務大臣　たとえば日教組が、憲法は改正すべきである、あるいは教育基本法は改正すべきである、学校教育法には不備があり、改正すべきであると言ふことは、これは自由であり、争奪はないと思います。その意味で自民国民党が言いましょうと、文部大臣が言いましょうと、その限りにおいては同じことだ。憲法の保障する表現の自由の一端であると同時に、現状を見詰めながらそれぞれの立場によって改正が論的意見を吐くことは何ら差し立つかない、教育の中立性を現実に侵

すかいなかは、現に日教組みずからものとして倫理綱領を定め、定めた以上は組員たるものは、その線に従つて集団に忠誠を尽くすことは、これは当然のことありますから、その定められたものによって現実行動が要請されるという関係に立つ意味において、中立を侵す具体的のおそれありといふこと、憲法を改正すべきだ、教育基本法を改正すべきだという意見の述べばなしであること、本質的な違いがあり、次元の違いがあり、同時に存在し得る問題だと先ほどおっしゃいましたが、立法論を言つたからといって、その人間が教育の中立性を侵しておるということとは、全然別個でございましょう。むしろ私の言わんとするところは、教育基本法第八条の教育の中立性というものが要請されておるが、現実に、たとえば日教組のごく中立性を侵さんとする意図を持つ余地があるならば、そういう意図を持つて現実行動ができるないようにする立法措置はなまのものかどうかということも含めて考えることだつて、立法論としては考得ると思いますが、それは立法論は、私はそれ自体として、民主主義国家においては国民の当然の自由であり、行政官といえども立法論を持つことは、むしろ獎励されるべきことだ、立法論を持たずして行政の進展はない。政府が法律の改正案を提案する権限も与えられている。その意味において文部省といわば、どこの省といわば、役人の人々が常に前向きに、現在の法律をこうすればもつとよくなるということを考え方統一、機会あつて、その意見を述べることは、私は獎励されるべきことだと心得ます。

○荒木國務大臣 政治結社にあらざることは、あなたはお認めになつた。あとでそうではないといふなら、なお答弁して下さい。

○山中(吾)委員 そこでもう一つ、ここまで話がいつたのですから、掘り下げておく必要があると思うので聞きますが、大臣は倫理綱領の解釈をとつて盛んに論議をし非難をしておるのですが、解釈というのは別に決定したものではない。だれかが書いたものであろうと思うのです。本文の中で、教師は労働者である。教師は団結しなければならぬという文章があります。これをさして革命を目指した団体、方針など言われておるのですか、あるいは解釈について批判をされておられるのですか、どちらですか。倫理綱領といふのは、解釈の文章がないのです。第一、第二、第三と書いてある文だけです。この点はどうお考えになつておりますか。

○荒木國務大臣 むろん第一項目から第十項目に至るスローガン的な單純な表現そのものが、私の申しますようなことをそのままのまゝぱりで言っておるとは思っておりません。教師は労働者であるということすらもが批評すれば批評の余地はありますようが、そのことが本質的のことと必ずしも思つてない。階級闘争理念に立つておるといふ注釈書を読んで、変だなと思ひます。しかも團結こそは教師の最高の倫理だと断定するところにも子供らしさがない。お答えになつた

表現をしたらどうだらう。その目的意識はお話しの通り十項目を読んだだけでも、そのままでばかり出てこない。たゞに用語を警戒して使われておる痕跡は私は認めます。問題は、あたかも法律が施行規則、施行令その他通牒等で完璧になりますがごとく、十カ条の倫理綱領そのものの、倫理綱領にくつついておる簡単な解説、さらに日本教組が責任を持って定めておりますところの倫理綱領の解説書、あわせ読んで初めて端的にいえは兵庫革命の有能なにない手を育て上げるのだ、それがなにか教師の目的だというふうにみずからが定め、その洋教書も全国にはらまかれで、末端の教師にそれが要求されておるという点が、教育基本法第八条の趣旨にまつこらぶつかるようなことになるおそれを多分に持つ、そのゆえにて、末端の教師にそれを要求されておるところを教育基本法第六条にこそ、新聞に出たもの事例がともをたただせば、そこに源を発してそこにならなつておるであろうと考へざるを得ない。十数年の実績がこれを雄弁に物語つておる。そのことを教育基本法第八条を守らねばならない立場において警告を発し、みずからの見識で改めたといらうだという反省を求め、忠告をするという態度でてきておるわけであります。

決定したものではないのだろうと思ふ。だから純粹にあなたは倫理綱領を批判されるのならば、個人的に書いてある解説書を憶測して、そうして誇大にして非難をされるというところに、何か荒木文政の中に先ほど言つたような教育の中立性を、みずからそのよりどころを捨てていくのじゃないかといふ不信頼が出てくると思うので、その点は明確にされる必要があるのじやないですか。倫理綱領というそのものの解釈は変わるでしよう。個人々々が解釈できるのでありますし、時代とともに変わることになります。倫理綱領そのものはある単純なストーリーガンだと思うのです。そういうことについても、もう少し静かな文部大臣の見解を出される必要がある。いい意味において、好意的にああいう暴言を吐かれておると言われるかもしれませんせんけれども、私はその点については逆効果しか出ないとと思う。

それからなおこの問題に関連をしてお聞きしておきたいと思うのですが、教師の団体というものについては、思想の自由というものがあるわけですから、一番文部大臣として問題にしなければならないのは、教壇に立った場合に一定のイデオロギーを押しつけるということがない限りについては、教師の団体が、いわゆる憲法に保障された市民としての立場において、どういう方針を立てようが、そういうことについてはかれこれ文部大臣が批判をすることは、これは憲法の精神からいっておかしいのであって、教壇に立って子供に向かってそういう一定のイデオロギー教育をしない限りについては、かれこれ基本的な態度としてあなたのよううに文部大臣の立場から大上段に非難

をされるということは、これは思想の自由と、それから教育の基本法に基づいたいわゆる教育の中立性という立場に対する批判と混乱しておるのじやないのですか。あなた自身が教育の中立性というものは、憲法、教育基本法をどうしてもいいのだと言つて中立性の基準を示されないから、さらに混乱するのですが、その点何か教師に対する非難に二つ混乱したものがあると思うので、この点もう一度明確に御意見をここで発表しておいていただきたいと思ひます。

たつて、それ自身が憲法違反だとは言
い得ないという解釈だと私も聞いてお
ります。そういう意味で市民、国民と
しての教師の、その表現の自由は憲法
がいかに直接保障しておるから疑いな
いと思うのであります。学校教育法
は、教諭は、教育をつかさどるとあ
る。終戦直後法律ができました早々の
際には、教諭は教育をつかさどるか
ら、文部大臣とか文部省とか、教育委
員会、教育長、校長などがつべこべ
言うべきではない、完全に自由な立場
で教えればいいのだ、いわば何を教え
てもいいのだというが、ごときムードが
流れたことを私も知っておりますが、
それがきわめて幼稚なデモクラシーの
はき違えから発しておる、もしくは日
教組の倫理綱領から発しておる、いず
れかは知らぬけれども、そういう誤り
があつたことは周知のことであります
。今日そういう愚かな考へがあると
いうことはむろん思ひませんが、先般
国会のさる委員会で同じようなお尋ね
があつて、私もお答えしたのですが、
なるほど法律は教師が教育をつかさど
るということを規定しているけれど
も、民主憲法、教育基本法、民主主
義、法治主義の日本においては、その
法律につかさると書いてあるから何
でもやるということではないことは当然
であり、法律に制約がある、守らねば
ならない規範がある場合には、その制
限の限度内においてつかさどるとい
ふことである、これは法學通論的なこと
でありますけれども、当然のことだ、
そういう意味のことをお答えしました
が、やはり同じように私は思います。
制約とは何か、先刻も触れましたよう
に、学校教育法第二十条は小学校の教

科に関する事項は、文部大臣が、これを定めよと定めておる。それが学習指導要領となつて具体的には現われてくる。それに基づいて二十二条によつて教科書の検定が行なわれ、文部大臣が検定した教科書以外は使つてはならぬ、裏を返せば、教科書及び学習指導要領の線に沿つてしか教えてはならないぞ、それを敷衍し、それを完全にする意味において、教師が教育をつかさどる立場から、山中さん御指摘のようないろいろな計画を立て、指導の具体的な沿革のもとに毎日々々の授業、教育活動をしてもらうという約束事で民主教育が行なわれてゐる。その間、文部大臣の権限が一部都道府県、市町村の教育委員会ないしは教育長等に法律上委任され、もしくは独自の立場において権限を持つておるという、その面からする具体的な制約も、教科に関することは、教育活動につきましても、法律の定める限度内においての制約があることは当然であります。その一定の法則に従つて教師が教育をつかさどりながらよき教育が行なわれていく、こういう建前になつておると私は承知しております。

なんというものを改正していくと、方針をきめてもいいのだということをおっしゃつておる。これは大へんなことだと私は思う。この会期中にもう少し吟味をされて、一般的の国民に具体的に教育の中立性というものが定められるような答弁を期待をしておきたいと思います。このままでは、おそらく書きつぶしで済んでしまうので、教育の中立性というものはわけのわからぬものになる、こういうふうに思えます。国家公務員、地方公務員といふことを常に言なながら、現行法の基本的なものを立法論の名においていつでも自由に批判をして、そして運動方針とか教育方針を持っていてもいよいよなそういうムードをおつくりになつてはいるのじやないかと思うので、次になおこの会期中にもう一度機会を見て質問をいたしたいと思います。

次にこれと関連をして、道徳教育を文部大臣が大いに強調されておる。私も正しい意味の民主的な道徳教育は推進すべきだと思っておるんです。ところがその道徳教育の推進を盛んに主張されておる荒木さんが、日教組を批判するのは自由でしょう。自由でしようけれども、用語は、國民が一体これまで道徳教育を強調する文部大臣の用語だろうか、そういうことを言つておる。一体國民に道徳教育を推進する資格があるのかどうかということを疑われるような用語がやたらに出ておるんですね。へどをなま殺しにしておるとまた飛びついてくるから、徹底的に殺してしまえとか、あるいはさこのととまじりみたいなものだ、日教組のものは、今はおとなしくしておるけれども、死んだふりしたクマみたいなものだ、聞くにたえないようなやくざの世界で使

うような用語をもつて、しかも全國のPTA、教育のことを中心としておる団体に、文部大臣としてそういう用語をもつて批判をされる。それで道徳教育を推進できますか。内容は別です。その点大臣の心境を聞いておきたい。

○荒木國務大臣 用語が洗練されておるかどうかというのには、その人の頭の中にあるボギヤブリリーの問題であつて、それをどう批判されるかはもちろんこれまた自由であるわけであります。その批判が具体的にどう現われるかは、選挙を通じて國民が代議士を選ぶあるいは代議士の中から閣僚を選んだり、何かを選んだりするわけですが、それとも、その選定の基準として、選定する人、批判する人、裁きをつける人がどう見るかということにまかせるばかりで、何かを運んだりするわけではありません。ただなるべく洗練された用語と洗練された比喩をもつて表現したいものだという意欲は、私は常に思っておりますが、不敏なるがゆえにお話のような感じを持たれる方もいるいはあらうかと思いますが、これは今後の私の努力に待つほかないと思っております。

○山中(吾)委員 どこでも言つておるんですよ。文部大臣の演説を聞いておもしろいからそのとき手をたいた、そうすると調子に乗つて文部大臣はまた放言をされる。あとでPTAの良識のある人に聞くと、幾ら何でも文部大臣がああいう野卑な言葉を使うのは子供の教育のためにならぬと、これはみんな言っておりますよ。そしてますます興味を持つて、あとからあとから新語を出されて、非道徳的な表現を盛んに研究されてやつておる。そして一方に道徳教育の手引きをつくるんだ、同

じ文部大臣がそんなことを言つたつて、國民はついてこないと思うんですね。道徳教育の中には、やはり思想に関連した世界観、人生観の問題もあるでしょう。また一方には、お互いの人間とかあるは技術、いわゆるしつけという言葉でいわれておる。そういうもの教育していくと、うなことが、義務教育の中に非常に重要なことになるのですが、そういう用語を使つてもこれは単なる表現の問題であつて、やつて、それを單なる表現の問題であつておらぬとか、そんなことを言つて道徳教育はできぬと思うのです。それは文部大臣ですよ。文部大臣として荒木さんにおいで強調し、現在の教師はなつておらぬとか、そういう用語はなんとうに憤りも、またそういう用語は文部大臣在職中は努めて注意をすると、いうような真摯な態度をお出しにならなければ、道徳教育を推進する資格はないと思うのです。何とも考えておられないようですね、平気な顔をしていれる。そんなら道徳教育など言わなければいいのです。そういうようなことで、道徳教育を進めることについては私は信頼はできないので、批判をせざるを得ないのです。この程度にしておきましょう。どうせ陶冶性がないとするを得ないのです。この会期中にいろいろの関連事項を通じてさらに質問をしていきたいと思うし、もう少し明る

じで、國民はついてこないと思うんで

あります。また一方には、やはり思想に

ある

です。

次に、きょうお聞きをいたしたいのは、入学試験問題を通じて、高等学校入試問題あるいは大学の入試問題を通じて、さまざまな暗い面がたくさん出でるのをお聞きいたしたいと思うのですが、最近入学試験に失敗をして自殺をした者あるいは家出をした者とい

うのがたくさんある。こういう問題を

私は簡単に社会現象として見るべきでなくして、こういう問題が出てくる日本

の文教政策全体の中に何か欠点がある

んじゃないいか。單に風潮で、あるいは

意思が薄弱になったとか、あるいは進学率がふえて競争が激しくなったとかそ

ういうことでなくして、日本の文教政策

の全体の中に根本的な欠陥があるので

はないか、それを突き詰める必要があ

ると思うのですが、こういう入学試験

問題からくる自殺、家出あるいはP.T.

Aのノイローゼ、お母さんのノイローゼ、中には今度の私学の入学金没収の問題まであります。一連の関連

した問題だと私は思う。基本的にどこ

に欠点がある、どうしてこういう問題

が起つておるか、これを大臣にお聞

きしておきたいと思います。

○荒木国務大臣 これは一般的に申せ

ば、そういう忌まわしい、悲しむべき

事実が教育に関連して起りますこと

は、何とかして絶滅するという方向で

検討を加え、善処していかねばならぬ

い課題だと思います。それを一々こま

かに分析しまして、こういうところに

おそれ入りますけれども、今御指摘の

ようなことは、弊害として指摘する一

つの課題だと思います。本来今の学校

制度全般がこれでいいのか、これまた

立派

な

で、公

益

法

人

をつ

くつ

て、試験的

に三

段

で

す。

○福田政府委員 ただいま御指摘にな

りましたような問題につきましては、必

ず最も非常に憂慮いたしておるもので

ござります。ただ、いろいろ社会面を

にぎわすような事件につきまして、必

ずもしもそれが入学試験のことのみに関

連して起つたとは、はつきりいたし

ませんけれども、平素からやはり家庭

のいろいろな事情なり、あるいは個人

的な事情というものが、そういう生徒

にはあるだらうと思つております。從

いまして学校教育の面におきまして

か、あるいはまたそれについていろいろな問題が出てくれば、それについて

できる限りの対策を講じながらやって

<p

年間、それを実施してみよう、そうして試験的にやった結果に基づいて今申し上げましたような信憑性を一般に持っていただけるならば、それで入学試験にかかる、もしくはそれを補う合理的な一つの手段ではなかろうかといふことも、そういうことにも関連しての一つの試みであるわけあります。が、冒頭にも申し上げましたように、関連するあらゆる事柄を分析して、分析した一つ一つの事柄について系統的に申し上げる能力が今私にございませんので、一般論としては放置すべきものではない。あらゆる面についてもつと真剣に取つ組んで御期待にこたえねばならない、かように思つております。

る。こういうふうな全体の日本の文教行政の亂れというか、そういうものは私は個々の問題から全部その奥にひそんでおる弊害だと思う。ことに各種学校として予備校といふふうな——一体教育制度の問題から考えて、予備校を認可してあちらこちらに——その予備校がまた入学難だ。予備校という学校を考えてみると、私は不思議でならない。私は簡単に時事問題としてここにクローズ・アップして新聞の問題にすり立てるというような簡単な問題でなくて、根本的に日本の文教政策をこの試験場獄の一点から掘り下げる、長期計画をするというような簡単な問題でなくて、予備校をどう変えたところでこういふことは私ではなくならないのじやないかと申す。何か研究所をつくって三年かかって、なるたけ公正な試験内容をどうされようが、社会現象としてこういういろいろの欠点というものをなくするということはできないのじやないか、予備校でもだんだんふえるばかり、そうして受験のために二年、三年、エネルギーを浪費して、入ったあとはほとんどそういうものがなくなつてしまつておる。

○**福田政 府委員** 前段の御要求でござりますが、数年間の入学試験に関連して自殺者を調べるというお話をございまが、私は、これは不可能ではなからうかと思っております。そういう過去のものまで私どもが調べるとすれば、教育委員会に頼んで調査するぐらいでございますが、そう過去にさか上つていろいろ調査するということは、現実の問題として資料がございませんので、これは可能な限り努力をしてみます。

○**天城政 府委員** 入学金、寄付金等の調査でございますが、入学金については調査いたしております。間もなくその結果が出る予定でございます。寄付金につきましては非常にいろいろな形がありますし、また表に現われないものもありますし、そういうたった調査の困難性のためにただいま調査いたしておりますが、しかし、今後は何とか実態を把握するよう努力いたしたいと考えております。

○**山中(音)委員** 私、聞いておりますと、すでに医科の場合などは表面に正式に出ておるもののが入学金も含んで六、七十万ぐらい、それから裏口の場合はさらに百万とか百五十万出すと入られる。人の命を預かるお医者さんがそういうことで質の悪い人に入られてはたまつたものではない。と同時に、逆に秀才が入れない。私学の医科は、むしろできる者が入れないという弊害が出てくると聞いておるわけです。こうなると、大臣は、私学の自主性に期待

すると私学についてはずいぶん遠慮深く、期待に待つと言つておられるし、また確かに私学は戦時中文部省からずいぶん一方的に閉鎖を命ぜられて、まだ相当反感を持つておるので、政治的にはいろいろと配慮した答弁をされておられるようありますけれども、こいう入学試験問題、入学難を通じて、やはりこういう機会において全般的に責任のある対策を文部省が一応考えるという期が爛熟してきておるのではないかと私は思うので、今局長が言われた資料は、不正確でもけつこうですから、全体としてできる限りお出しを願いたいと思います。その中で私学の対策も、国の財政援助という責任のある立場を持ちながらやらなければならぬという切実な政策が私は出てくれると思うのです。この点はもっと深刻に考えていただきたいと思うのです。これは立法論じやないんですよ。文部大臣はまた立法論々々々と言われるだろうが、これは立法論じやない。これは、学校教育法の中学校の目的を見ておも「小学校における教育の目標をおおきに達成して、国家及び社会の形成者として必要な素質を養うこと。」といふ眼目をずっと並べている。ところが今の中学校は予備校みたいになつてしまふ。だから学校教育法の規定に戻すように学校運営をお考えになることは、文部大臣としての一一番の責任なので、朝から晩まで一年じゅう日教組の倫理綱領ばかりやって、ほかの政策は少しもおやりにならないような感じがする。四十二条の高等学校の目的を見まして

も、そういう明確な法律的目的が全部狂つておりますよ。現行法の線を中心とでも戻すということは、これは立法論でなくて行政の中心なんで、いい機会であるからこういう試験問題を中心として、来年度の政策を立てるまでに、アンバランスの点あるいは日の当たらぬ部面の政策——こういう青少年の問題は社会的に非常に暗い問題になつておつて、現行法が全部狂つてゐる、そういうことを姿勢を正しくするため再検討してもらわなければならぬと思つておる。この間川崎市で百貨店の屋上から飛びおりた中学生のことが新聞に載つておりましたが、あの新聞を見ても、警察の方は直ちに行つて原因を調査しておる。しかしあれはまさしく文教政策の大きい穴であつて、文部省あるいは教育委員会がまつ先に行つて調査をして、そうして対策を考えるというべき問題だと思うのですが、文部省は無関係で何らそれにタッチしておられないようですが、それはいかがですか。

そこに僕は欠陥があると思う。何かはなやかな部面だけに集中しておる間に、そういうじみな、日本の文教政策の姿勢を正しくすることについて非常に無関心になつてきておるのではないか。この点については文部大臣ももう少しじみな部面に頭を突っ込んで、肝心の学校教育が全部狂つておつて、その一つの集中的な現象としてあいのものは出ておるわけですから、責任を持つて検討してもらいたいと思う。

それに関連して私疑問に思うのですが、池田総理大臣の人づくり懇談会ですか、あれも個人的な機関だそうです。が、それも私はおかしいと思うのです。経済懇談会あるいはマン・パワーの部会ですか、ああいうところの顔ぶれを見ますと、そういうことについて専門的な対策を立てるような意見を持った人を一人も入れておられない。

教育学者、心理学者あるいは社会心理学者とか、そういうきめのこまかい政策、識見を出せる人、そして現在の学校運営はこうすれば正しい人間形成ができるという政策を出せるようなメンバーでなければならぬのですが、ほとんど入っていない。専門家というのは、高等学校長をしたから専門家ではない。数学の担当の人で高等学校長になつておる人がある。大学の学長だからといってこれは教育行政についていい意見を出してくれる専門家ではないですよ。経済学の専門家だとか……。そういう人を見ますと、専門家で構成しておるとは認められない。もつと教育学、心理学あるいは社会学そういう分析能力を持って、そして科学的に学校制度あるいは文教政策をどうするかといふような人を入れないと、幾らああ

いう顔ぶれで手続上答申を待つといつても、何ら得るところがないのではないか。文部大臣の責任分散のための手続にしかならない。こういう問題の中に私は、深刻な文教政策の欠点があるし、対策を立てなければならぬと思うのですが、この点文部大臣の意見をお聞きしておきたいと思います。

○荒木国務大臣 ひつくるめて申しますと、御趣旨は私も異存ありません。人づくり懇談会のメンバーがあれで適切かどうかというお話を出ましたが、十全ではないと思います。しかし懇談会の席でも、お医者さんやら哲学者やら宗教家やら、あるいは教育関係の専門の学問をした人を入れたらどうだろうというような話も出たくらいであります。そして、メンバーとしてすべてを網羅しておるというわけではむろんございません。責任転嫁、分散せしめるための策略でも何でもございません。総理が教育について関心を持つということはいいことですから、今後も続けたらという意見も出ておりましたから、今後もできることなら続行していくことと人づくり即教育政策と言えないことはないわけでありますから、一国の総理として教育により以上のような関心を持つてもらう意味においては望ましいことと思つております。冒頭に申しましたように、前向きに一般的な根本的な課題もあるうから、そういうことも念頭に置きながら計画的に、いわば将来の青写真的な見通しを持ちながら、諸政策を検討すべきじやないかという意味の示唆はありがたくちようだいして、できる限り努力をしたいと思います。

的に有名な顔ぶれというのではなくて、もつと学問を活用されることが必要だと思うので、そういうほんとうの専門家、内容的に今言つたような教育学、心理学、そういう人々の何かグループをつくられて、そうして意見を開かれたらどうか、何か今まで常識的に意見を出しておるものが、学問的に違つた参考になるような意見がまとまつて、日本の文教政策に何か新しい前進するような意見がとれるのじやないかと思うので、その点は検討願つておきたいと思うのです。

それに関連をして、これは天城さんが責任者だそうですが、教育白書が出た。その中に今後長期文教政策を必要とするので立てなければならぬといふようなことが結論に出ておりますが、私は確かに長期政策を立てなければならぬと思うので、その場限りの力関係で、ある政策が進み過ぎ、ある政策は少しも進まないというように、力関係によつて非常にアンバランスが出ておる中にいろいろの矛盾が出ておると思うので、この長期政策をほんとうに立てになるつもりなのかどうか、これは大臣もきっとタッチをされておられると思うので、真剣に日本の長期文教政策をお立てになる方針で、この教育白書の最後に出されておるのかどうか、それはいかがです。

○荒木國務大臣 あの白書を出しますときに、調査局長とも話したことですが、過去を顧みて現状認識を持つということは必要なことであつて、その限りにおいては経済財政の面に限つて、応観測のメスをふるつた報告書として意義がある、しかしその限りだけとしても問題を提起するだけで終わる

べきじやなからう、問題点が合理的的な資料その他に基づいて課題として少なくとも示唆されるものがあるとするならば、それを受け文部省内各部局に関連をしてしましようけれども、それの部局で明年度の予算の課目だけをあさり回るということもむろん必要ですけれども、明年度の予算課題といふものは、相当長期の見通しの上に立って、大筋、概略だけであっても見通しを立てたその中の初年度分としてかくあるべしというような関連性を持つていかなければ、全体のアンバランスになるであろうし、純粹に教育的な見地からいっても望ましいことじゃないであろう、何かそんなことをやろうじやないかというような話はしたわけであります。惜しまらくは終戦以来今日まで文部省が、そういう角度から着々毎年々々一步々々一つのめどを持ちながら歩いてきたという気持はありますしでも、顕著な痕跡は必ずしも残っていないといううらみがあろうと思います。そこで教育白書が出ました機会に、これだけが物語ることがすべてではむろんないのでされども、これがいろいろ批判される向きもありますが、ことさらなる批判は別として、この白書が着実に客観的に物語る、与える問題点の所在、それがはじめて取り上げられていくべきものと思します。そういう感覚を持って今後文部省全体としてやっていいこうじゃないかと寄り寄り相談いたしておるところであります。

思想が教育投資論の思想の上に立つておるということは間違いないのですか。それを先にお聞きしておきたいのですが、もちろん教育は私は最も根源的に生産事業だと思うのです。それは生産にしても人間の能力であり、そして能力を正しい方向に使うかどうかはその人間の善意、いわゆるよき人格者だと思うので、そういう意味において産業も文化も全部教育が推進力である。この点については明確にしておかなければならぬと思うのですが、何かこの教育投資論を見ると、教育は経済に大きい影響を与えるものであるという、そんな考え方ならば、教育は経済に従属する自主性のない教育觀だと思う。従いまして常に経済企業的な立場の中に入間形成が引きずられていくのであって、そうでなくして教育は経済の推進力だ、そういう意味において私は教育の生産的意義を強調するならば、文部省らしいと思うのですが、ただ教育は経済に無関係でなくて、大いに経済に貢献しておる、そうしてその貢献率、有効率は何パーセントというような出し方はこれは経済企画庁がやるならばわかるけれども、文部省としてはそんな自信のない書き方、そして現在教育投資論という言葉があれば、すぐ教育投資という言葉に飛びつくような、そういう人間不存在を持っていくような危険のある用語をお使いになることは、これは見識がないものだ。文部大臣の自主性を疑うのですが、その点の考え方いかがですか。

はやるまいと、お説の通り私は、教育投資といふものは生産的投資だといふうに根本的に受け取ります。あたかが鉄道なんというものは生産投資じやないという概念で、旧憲法時代から整備されてきたと思います。道路については必ずしもそうではなかった。自動車整備に金を使うといふードが今動き始めておると思うので、全国民的な立場で重要視されるべきものという理解がだんだん高まって、惜しみなく道路整備に金を使つては、先輩の識見を高く評価しなければならないと思いますが、そういう教育投資なんという用語は使わないでも、教育投資は民族的に見てペイするものだ。もし経済的な用語を使って表現するとなれば、明治時代の人も先輩は内心はそういうながら言葉を使わなかつただけで、あらゆる努力をしてきたおかげで今日ある。かような面が私は高く評価されるべきものと思うのであります。そういうことで根本的な考え方としては、今の御説に私はいささかの異存はない。本来そうあるべきもの、それがそういう角度から重点を置いて今まで考えられなかつたところに、特に戦後の教育についての努力が不足しておる結果を招いておるのじゃないかと、論的に白書で表わしておる。それは今はいうふうにさえ思うのであります。そういうことで経済的な、もしくは財政的な面から教育に注ぎました努力を振り返ってみて、それが物語るものを見ると、確かに日本版でやるのだと、そんなけちな根性は毛頭ないとか、

いのであります。まさしく教育投資こそが国民经济全体を潤し発展せしめていく、これは一点の疑いのない基本的な考え方であるべきだと私は思います。文部省はそういう考え方方に立ってこの白書も公にしたつもりであります。ただ用語、表現等がいろいろと批評される余地がありやなしや、これはまた別問題であります。根本的には今申し上げる通りの考え方だと御理解いただきたいと思います。

○天城政府委員 教育の基本的な考え方につきましては山中先生のおっしゃつたことに同感でございますし、大臣の御説明申し上げた通りでございますが、そこに書いてございますことにつきまして若干補足させていただきます。

教育が生産的なものであるとか、あるいはあらゆる社会の基本的に大事なものであるということは、従来教育の領域でもまた国民の中でも非席に強くいわれてきております。ただ、現在教育投資論という議論が起きて参りましたのは、経済の発達を中心とした社会の今後の発展を見ていく場合に、非常に理論的な見方が出てきたために、従来ただ観念的に、あるいは実証的に教育が大事だといつていたことを、経済の理論で証明してきたということでございまして、私たちも文部省として教育が大事だ、大事だとただ言つていても、他の分野で、たとえば経済についても、所得倍増計画でとか、あるいは産業構造の長期見通しとか、いろいろな政策が出ている段階でございますので、そういうもののとの関連で今まで光を当ててなかつたところに光を当て、從来いわれておった問題を歴史的

にたどつてみようというのがねらいでございまして、経済との関連だけで教育の本質をすべて見ようというような意味でその報告を書いたのでは毛頭ございません。経済の発展にしましても、究極は国民生活の向上であり、国民福祉の向上でござりますし、教育は当然教育本来の人間性の問題も出してやるわけでございますが、社会が非常に複雑になつてからみ合つてゐる段階でござりますので、教育と経済との他の関連を新しい理論で解明するということを九十年の歴史に徴してやつてみたというものが今回の白書でござります。

意味で教育を一般の識者に知らしめず、ということならないが、私は逆だと思う。こういうことを書いたからといって、ほんとうは大蔵省の予算はとれるものじゃないと思う。だから、教育の生産的な性格というものをもつと強調して、日本の教育に対する考え方を変えていくというならば、こういう書き方はおかしいんじゃないか。現在のように企業単位によって利潤追求の立場において過当投資をしたりいろいろ投資をしていくので、実質的には経済計画が成り立たない。従つて教育計画も出ないと思う。基幹産業でも計画化して初めて——教育計画に対して経済計画を推進、先行すべきであると思うけれども、教育そのものは経済に先行しなければならぬと思うので、そういうことを明確に出さないで、アメリカその他が人工衛星その他で競争するためには、いわゆるマン・パワーの思想から出てきた教育投資というような言葉をすぐそのまま日本に持つてきては弊害しか出ないと思う。だから、この文教政策の中に、もつと確信を持って、主体性を持つて、現在の日本の教育現象としてのひずみを根本的に解決する真剣な検討を文部省の中どてるべきであつて、何か荒木文相は、日教組さえ退治すれば文部大臣の責任を果したような、そんなつもりで文部大臣のいすにおちつきになつておるような気がする。私はまことに残念しごくなんでも、もつとじみな中でもっと深い思慮のもとに文教政策をお進め願うことを特に要望したいと思うのです。

近若年の青少年の犯罪が非常にふえておるということを警視庁の白書に発表されておりまして、それを見ますと、年令からいいますと全部中学校と高等学校の学生です。従つて文部省からいえば、学校の中における青少年ですが、これは文教政策として重要な問題だ、学校運営の重要な問題としてこういうものを取り上げて対策を立てるべきで、すぐ警察の取り締まりの対象として傍観するということでなしに、高等学校的生徒、中学校的生徒としてこの問題を解決する対策を真剣に考えるべきだと思うのですが、この点にもどこか抜けたところがあるんじゃないのか。そういうことから入っていくと、学校の定数の問題にしてももつと真剣に論義がされなければならぬと思うので、大体一学級五十名も学校の先生が担任しておれば、個人指導なんてできるものじゃない。これは金がないからあと回しだといふような、そんな簡単な問題でなくて、ああいう問題の中に学級定数の問題も真剣に考えて総合的に対策を立てる、これが長期政策を立てなければならぬやえんであって、その点にも抜かりがあるのでないか。もちろん全体の社会構造の中に青少年を非行に導いていくところの根本原因があると思うので、そういうものを含んで教育条件の整備ということを考えておる限りについては、非行青少年のが低年令に移ってきた、有職の少年に何か対策を研究されておりますか。

比べて在学している者の比率があえてきた、それから、今まで経済的に恵まれなかつた分野の者が多かつたのに対し、中産階級の者にもあえてきたといふような傾向が出てきています。学校教育の面において、生活指導その他にさらに努力をしていただきますとばならぬと思うのでございます。家庭教育につきましては、やはり親が幼時から自分が教えられたことを子供に引き継いでいくよしなしつけを考えたいというようなことにつきまして、現在家庭教育に関する専門研究会を実施しております。明年度は相当部数の資料をつくりまして婦人学級その他の成人教育の分野で両親教育の材料といたしたいといふことが一つございます。それから校外における生活指導につきましては、社会における青少年の指導の要領というような資料を、現在審議会で検討してもらっております。それと材料にいたしまして、学校あるいは教育委員会の指導主事、社会教育主事、あるいは民間の子供会その他の指導者を集めまして研究集会も実施いたしております。また教育関係者が警察の行なつておりますいろいろな補導行政というものに対し十分の理解を持つ必要がありますので、先般全国の社会教育主事の研究集会を実施いたしました。特に警視庁に御協力を頼いまして、深夜喫茶その他盛り場における青少年の補導の問題等も見学させまして、いろいろな実態の認識を深めたわけであります。基本的には、青少年のための施設の拡充でありますとか、あるいは青年学級、勤労青年年学校

等の内容を拡充するということを考えております。

鋭い批評をされるならば、私は荒木文部大臣にあらためて敬意を表したいと思うのですが、そういうことにまことに無関心で寛大過ぎるのじやないか。ところが聞いてみますと、映倫があつて、映倫は文部大臣の指導対象になつておる団体であり、その委員長は高橋誠一郎さんで元文部大臣だ。そこでそういう社会的な影響を与えないことを考えて上映を認める認めないを決定する機関があるのでありますけれども、高橋誠一郎さんはほとんど会議に出たことはない。もう象徴としての委員長で、ああいうりっぱな人がおつても実際に映倫はほとんど活動していない。営利主義の言う通りになつておるといふことも聞いておるわけです。この点については私はやはり現在の文教政策の暗い面の穴だとと思うので、これも今後何か対策をおとりになるつもりなんか、非行少年を社会問題としてでなく、教育問題として対策をお持ちになつておるかどうか、それをお聞きしておきたいと思います。

務を伴う本質を持つておるという憲法第十二条の趣旨を徹底することが、私は一般的な課題としては重大だと思います。教育、特に学校教育でこれをとらえるとしますれば、家庭において学令に達しまするまで親が自分の命にかえてもと愛するがゆえに、自分の子供を責任を持ってよき日本人になれかしと念する立場からのしつけをする。その家庭から法律的にいえば隔離され義務教育を受ける。義務教育の場の学校の先生は日教組騒ぎだけに専念しないで、賛明な使命観に立つてしつけもしていたたく、いわゆる知育、德育、体育も聰明に総合的に教育活動を通じてやつていただくことができますならば、私は社会教育ないしは社会問題の対象としての青少年の犯罪、非行事件というものはゼロになし得る、理想的に行ない得るならばそういうことが言ひ得ると思います。そういう意味で文部省も、教育委員会も、教育長も、学校の校長先生も、各担当の先生方も、自分の問題として教育面でとらえて全部が真剣に協力していきますならば、いわばハエみたいに羽をはやって飛び回るというがごとき姿の社会問題的対象はウジの間にこれを退治できる。言いかえれば一人も非行青少年を出さぬで済むということを理想に学校教育が行なわれるべきだ。同時に今度中学を終え高等学校を終えて社会に出る、大学卒業生は別といたしまして、小中高等学校的卒業生が社会人となるべきその前に、今山中さん御指摘のようなばかげた不届き千万な商魂たましい無責任な、基本的人権と自由権をただ野放団に振り回すだけで、目の前に青年少年がいることを全然感じないような

社会の姿というものはおとなが反省すべきである。また中学校卒業生、高等学校卒業生が社会人となり、世の子供の親となりそれぞれの職業につき、あらゆる面で教育の場を通じて今申し上げるような素養を与えて、出て、その者がおとなになった時代は、もうおよそ社会問題としての青少年の不良化防止などとことさら苦むぬでも、おのずからりっぱな社会が形成されるという根底をなす意味におきましても、学校教育の重大さを私は思います。

そこで、そう言ってみましても、現実はそうでない事態が日の前に出てきておりますから、それに対してもどうするかということにつきましては、今公社局長が申し上げましたようなもろものることをやりつつ、また御指摘の、たとえば映倫にいたしましても、自主的に青少年に災い及ぼさないようについての考慮も払われながら映倫というものが存在しておると思いますが、本来の機能を發揮してもらいたい、発揮できるよう、われわれも助言もし、指導もするということを怠ってはならない。妙なことを申し上げておそれ入りますが、概念的に、抽象的に、一般的に申し上げれば、そういう関連の中に立ってわれわれは行動すべきじやないかろうか、こう思います。

○山中(吾)委員 映倫の構成その他はあとでお知らせ願いたい。そして、必
要によつては、映倫から参考人を呼んで、『こういう不良文化財についての真相、そういうものを知りたいと思うので、委員長からお諮り願いたいと思うのです。

り政策として、こういう問題について何か具体的に立てられるということを私は示していただきたいのです。たとえば現在池田総理大臣も、社会教育、家庭教育、学校教育において充実指導すると言つておりますけれども、それは思想だけ発表したところでどうにもならないと思う。日本の戦後の親といふのは、確かに自信をなくしておる。時代の激変によつて自信をなくしておる。子供に対する家庭教育について、確信を持つて親が子供に向かつておる人は非常に少ないだらうと思う。ある意味において戦後の親は不幸であり、ある意味においては新しい親が生まれつつあると言えると思うのですが、この家庭において子供に対する責任のある親を養成する、というと言葉は悪いですけれども、子供を育てるについての教育心理、衛生その他に関するものを内容として、両親学校というようなものを具体的に考えて、小学校に付設する。とかいつても、思想的なこと、あるいは党派的なものに利用しては絶対いけないので、そうでなくして、ほんとうに子供を育てる、教育をする、教育に関する基礎的知識、発達心理学に対する基礎的知識、そういうものを自信のない日本の親に付与すると、いうふうな対策をお立てになることが必要ではないか。ヨーロッパの親の場合については、子供の世界については、おとなとの世界とは違つたものがあり、一応発達心理学的な法則に従つて教育をして、そうしてそこから一つの自信が出ておる。日本の親の場合には、せつからく学問として児童についての心理学、青年についての心理学とか社会心理学も発達しておるけれども、親は

全然そういう学問についての恩恵を受けてないで、無関係で、長い一つの経験だけで育ててきておるという中に欠點がある。だから、家庭教育を重視すると荒木文部大臣が言い、池田総理大臣が言うならば、具体的に小学校に付設して両親学級とか両親学校をつくって、子供を生まれた母親に対して、週に一回ぐらい、午前中は、私は家事あるいは社会活動その他に障害がなくてやれると思うので、定時制の両親学校でもつくるくらいの親切さ、これがほんとうのこういう問題に対する私は文部省の態度だと思う。そういう点について、今まで婦人学級とかあるいは青年学級とか、そういうものがあるけれども、両親学級あるいは両親学校思い切って学校でもいいじゃないかとさえ思うので、そういう点のお考えがなければ持っていたきたいし、何かそういうことについての今後の話し合いかあればこの機会にお聞きしておきたいし、なければ私の切なる希望として申し上げておきたいのです。

るうか。具体的な根拠をもつて申し上げる自信はございませんが、一種のムードとしてはそういうふうな懸念を持つのであります。懸念といえば、しからばもつと積極的にある意欲をもつて方向づけをするということになつて、それ自身が行き過ぎて弊害があるぞといふ懸念も、当然批判される立場からいへば、そのことじやなしに、今山中さんが言われたように、いわば対症療法的に、先刻の言葉をまた使わしていただきながら、デモクラシーの消化不良症状であるがゆえに、胃散を飲ませたり何かする介抱人の立場で、両親学級、母親学級というがごときものを企画いたしまして、そこで最もいい意味においてのお説のような効果を具体的につようなすべがないかということは、私は研究すべき課題ではなかろうかと思っています。ただ、意欲あって実行がまだ伴つておりますんで、恐縮ですけれども、そういう考えはあつてかかるべきじやなかろうか、こういうふうに思います。

前記の如きは、かういふるに、大學學長の給与の改善をはかるうとするとき、またピラミッド型をさらにしていくといふような、學長に認証制をつくつて東京、京都大学などとその他の大學とを差別をするかといふうな政策が出てくるのです。文部大臣御自身は、自分は民主的である、そしてほかの者はそうでないことを考へになっておられるかしれないけれども、政策というものを並べてみますと、あなた自身が分裂をしておると思う。その中に日本の文教政策といふものは非常なひづみがあるので、姿勢を正すといふ意味においては、もつと積極的に民衆に向かつた意識構造の改革を考えるくらいの政策も出して、そして教育基本法とか憲法を立法論で改正すべきだといふようなことばかりをおっしゃらないで、やはり姿勢を正すべき必要があるのでじやないか、そういうふうに私は思うのです。青少年の問題にしても、入学難の問題にして、も、現代の定員問題にしても、また一方に教育投資論といふうな新しい教育思想の問題が出たことにして、全体的に統一した柱がないといふように考へるので、こういう問題についてはじみな研究をしていただいて、日本の文教政策が安定する方向に御努力を願いたいと思う。文教政策一般の私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

なお各論的な問題は、各法案に関連をして討論を深めて、何かもつと前進するようなものがこの国会の討論の中で出てくることを期待をしておる次第であります。

○床次委員長 山中委員の映倫に関する御要望につきましては、理事会でもつて処置したいと思ひます。

関連質問がありますから、これを許します。小林信一君。

○小林(信)委員 予定された質問者も
あるししますから、関連したものを持
くさん申し上げたいのですが、一問だけ
は初申局長にお尋ねいたします。

さきの高校入学の問題で自殺をした
というお話をあつたのです。それに対
して文部省ではこれを調査しない、こ
ういうお話があつたのですが、調査し
ないことが建前になつていて、どうす
か、調査する必要のない問題だという
お考えでおっしゃつたのですか。

○小林(信)委員 私、何かそういうことについては調査しないというような印象を受けたので、文部省の態度をお聞きしたのですが、この具体的な問題として今山中さんが言われました川崎市の問題が週刊誌にこんなに大きく取り上げられているのですが、これはまだ調査するつもりなんですか。こういふものは調査しないつもりですか。この一つの事実について御意見を承ります。

週刊誌に出ただけじゃないでしょ。各新聞にみんな出た。そして新聞に出たばかりでなくて、この問題は相当父兄の問題になり、教師の問題になってきた。やはりこういうものから高校入学の問題については相当世間の関心事になつておるわけです。今局長は、見てないといふうなことをおっしゃつているのですが、このことについてはおそらく聞いていると思うのですが、今のような御答弁をなさつておられたが、今試験地獄といふ問題で中山さんが質問をしたわけですが、高校入学の問題にそういう態度でもつておいでになるならば、もう高校入学試験の今の問題は話にならないんだ、もうすべて宿命的なもので、父兄あるいは教師はあきらめなければならぬのだということになつてしまやしないかと思うが、どうですか。そういう一般的のこれに対する関心事と、局長が今おっしゃつたような、まだ私は見てないから、いずれ調査をして何とかする、そういう態度でもつていいでしょうか。私はそういうところから高校入学の問題、あるいはこの国会が始まつて以来あらゆる委員会でもつて問題になつてゐるようになります。先生をふやすというような問題、今の非行少年の問題とか、あるいは大臣が入学試験の制度、方法、こういうふうなものを考慮するということをおっしゃつておりますが、こういう現実の問題を真剣にお取り上げになれば、私はその試験方法をどうこうするとか、あるいはそのほかの非行少年の問題を教師増の問題で解決するとか、

あるいは社会教育の問題で解決するとかいうふうなことでおっしゃっておりますが、もつと一つ一つの具体的な問題に真剣に対処していけば、もつと簡単に問題は解決できる。こういうふうに思うのですが、今のような態度で初回に中局長よろしいかどうか、もう一べん御答弁願いたいと思います。

○福田政府委員 その川崎の事件につきましては、私も新聞で見ましたことはござります。しかしながら、その詳しいことは存じませんが、先ほど山中委員の質問に対して私が答えたのは、調べたかとおっしゃいますので、それについては、あるいは担当の課でそういうことを川崎の教育委員会に聞いたかもしれませんけれども、詳しいことは私は聞いておりません、ということを申し上げたわけでござります。必要があればさらにこれは調査してみたいとも思つております。

○小林(信)委員 山中さんに答えただけではなく、私の質問に対しても、私は読んでない、読んでないから川崎市の問題は調べてまた御質問に応ずるというふうなことを言われておるわけなんですよ。だから私たちは、あなたの方にはこういうことに対する非常に誠意がないと思う。学校がつぶれたといつても、すぐ文部大臣の頭には、あるいは当局の頭の中には、人命には影響なかったかというふうに、一人でも二人いうところから端を発し、何が起因してそういう問題が起きるのだといつところに文教行政の大事なところがあると思うのです。この週刊雑誌を見て

も、受験地獄の問題を取り上げるとともに、劈頭にはこれに對する親たち、あるいは教師の問題、これがほんとうに印象づけられるように、たとえば一番最初に——これはごらんになつていてただかなくともわかることだと思うのですが、深夜十時ごろおかあさんが学校の先生を訪問しているわけなんですね。どういうわけで訪問しているのかといつたら、入学試験問題で家じゅうで話しても結論がつかない。やはり結論をつけてもらうのは学校の先生だらうというふうなところから夜中におかあさんが訪問しているわけなんです。学校の先生も訪問を受けて、うちの子供は大丈夫でしようかと言われれば、何とか答えなければならぬけれども、先生も神ならぬ身であるから、何とも答えようがない。こういうふうに、もう世間は入学問題でもつてほんとうにノイローゼになつてているわけなんです。そういう中からこういう問題が出てくる。一体どこに持つていったら解決できるかということになつてきているわけなんです。高校全入運動というようなことが言われば、文部省は簡単に、あれは日教組が他の目的からあるという運動を起こしているのだ、これにこまかされではならない、ということを宣伝して平氣である。今のような御答弁の態度から、私はそういう問題が出てきて、そうしてこういうふうな悲劇が起こつてくるんじゃないかと思うのですよ。そこで今都會地にこういう状態が起きておるのでが、これからいなかの方にもこういう現象が起きてくれると思うのです。こんなに一生懸命勉強しなければ高等学校にもはいれない、そういう競争をした者が今度は大

学にはいるというようなことになつてくれば、これは将来の大学入学の問題になつてきますが、そのが大きな問題になつてきますが、そのときに一番困るのはいなかの学校だとと思うのですよ。だから私たちがこの際定員の問題を重視しているのは、社会問題から考えてみてもこうした現象は非常に重大であるから、この際定数問題ももつと真剣に取り上げてもらいたいといつておるわけなんです。先日私は局長にその点を質問をいたしましたが、今度も一学級を五十名にするというような制度でもつて臨んでおるけれども、その五十人というのは、一般父兄は、五十人になるだろうと考えておりますが、政令が出ておつて、五十五人まではがまんしなければならない学校もあるわけです。そういう学校はどこかといえば、これは山間僻地なんですね。山間僻地の学校では、制度が五人になりまして、五十五人でがまんしなければならぬ。さもなくとも、小規模学校の先生といふものは、仕事の面ではいろいろな負担をしておる。さらに五十五人というようなたんさんの生徒を収容して授業をやつておる場合には、ほんとうに個別指導といふのは十分にできない。あなた方が学力テストをやつておわかりになつておるようになると、どこが一体学力が低下しておられますか。これは山間僻地の学校なんですね。さらに、ほかのところは五十人以下に下がられても、五十五人でもつてやつていかなければならぬ。勢いなんかの生徒の学力は低下してくるわけですね。それが今度いよいよ大学の入学試験というようなことになつたときに、ますます格差は大きくなつて、今度は悲劇は都会からいなかに移つていくわ

けです。そういう点を考えれば、ほんとうに五十人にしようとするならば、政令なんかにこだわらずに——今先生方が県側と、教育委員会ばかりじゃないか、知事も相手にして盛んに折衝しておるのは、こういう問題を考えるからなんですね。人の命がただ一つ失われただけではない。その背後には、今のよきな親の心情もある、教師の悩みもある、社会的に全体が悩んでおる。私はさつきの局長の答弁を聞いて、これではもう問題にならないのだ、いずれ調べますとか、あるいは山中さんの質問が、そういうふうに過去何年にさかのぼってというようなことであれば答えられないようなことかもしませんが、一つ一つのこういう問題にもう少し真剣な態度を持っておれば、今のようないい答弁は出てこないと思うのです。

ああいう答弁を出すということは、非常に誠意のない、今的一般国民全体が問題にしていることをきわめて軽視している態度と言わなければならぬと思

うので。幾ら試験制度あるいは方法を変えたからといって、やはり入るう

という子供は入りたいわけなんです。

そうすれば、やはり成績優秀な者が入学を許可されるということになれば、依然として試験地獄を続けていくわけなんです。学校をあやし先生を確保する、むずかしいことをたくさん並べるよりもこれが最も簡単な、行政の責任が果たされることだと思うのです。

先日、局長は私の質問に対しまして、多少あいまいなところがありまし

たので、この際もう一ぺんお伺いしておきますが、政令をことは各府県の交渉によって云々というようなことを言われた。来年度はこういう点から考

それから私学研修福祉会、これは私の助成の仕事をいたしております。これは私立学校教職員共済組合に対し七億一千万円の助成をいたしております。

それからまた特殊教育諸学校について
て三百万円、その他四百万円、こうい
うふうな助成を行なっておりま
す。
以上が貸付と助成の内容でございま

○上村委員　今回の私学振興会法の一部改正の法律案の趣旨は、振興会の資金に対する需要が増大してきたということで、これが措置を講ずるということですが大きな問題なんですが、どんなふうに最近ここ四、五年間振興会資金に対する需要増加の傾向を来たしておるか、その点を一つ……。

にもいろいろな方法があるかと思ひます。現実に施設設備の不足を來たいたへおり、また新設、増設をしたいといふ計画を集計して、その事業量から資金を算定する方法もあるわけでございますが、端的にその資金需要の現わわれますのは振興会に対する借り入れ申込みの状況でござります。それを申上げますと、三十七年度については貸付金は総額五十三億でございます。それに対し現実に具体的な計画を持ち、そしてこの貸付外の自己負担等も確実な資料を添えて申請してきましたが二百四十一億に上っております。事

はそのほかにもまだやりたいと思うものが相当あるはずでございますが、この振興会の貸付があまり多くないということが大きいかといふことが推測できるわけでござります。御参考のために、三十六年度においては貸付金は三十億でございましたが、これに対して貸付申込額は百四十三億でござります。また三十五年度について見ますと、貸付金は総額三十三億でしたけれども、これに対する借り入れ申込額は百四億に上っております。五、六倍の需要が現実にあるということ、そのほかにもまだ多額の需要があるということが言えると思います。

興会の貸付金は、財政投融資の二十億円を含めまして六十三億になるわけでござりますが、それをもって足りるかと考へております。そこで私ども、一応そういった予算で御審議いただくが建前からは、これでも何とかやれますと貸付の需要額は相当これを上回るものというようなことを申し上げべきかといたして、私ども、その要は、やはり予算要求時の数字、これも相当く見積もつておるつもりでござります、ぎりぎりの査定をいたして要したつもりでございますが、その要求額、これは百一億円を要求したのでござります。それに対して本年度は財投で二十億、一般会計からの出資で十二億、こういうことになつたわけでござります。なお百一億と申し上げたのは、実は新たな資金としてそれだけを投入したということでありまして、資金貸付額として必要だと考えられる数字、実際に必要とされる資金額は百一十五億くらいになると考えます。

○ 杉江政府委員 債券の発行は、文部大臣の認可を受けると同時に、あとの大蔵省で、その場合には大蔵大臣に協議しなければならないということがあります。債券の発行は、いわゆる国債融のあり方に対してもあります。また債券を持つことでもあります。ただ債券を買う一般公衆に対する保護というようなこともあります。これについても相当慎重な審査を必要とするところでございます。そこでその債券の発行については、実際には大蔵省で各種の基準を持ち審査の事務を行なうわけでございますが、実は文部省としてこれに対する具体的な審査基準は持っておりますが、大蔵省の現実の審査基準がどのようにあるかも実のところまだ承知いたしておりません。これは十分研究すべきことであります。ただ実際問題としまして、ここに御審議いたしましたが、債券発行能力を付与するということは、資金運用部資金を借りるために必要なたとてのため、当面はその必要にこたえるということが目的でございます。すぐに債券発行をしてしまうとする意図は現在のところございません。そのようなこともあります。今までの具体的な審査基準というものについてお答えすることができないわけであります。

きたい、要するに借り入れをしていただきたい、そのためには資金運用部資金法第七条第七号に「特別の法律により債券を発行し得るもの」の発行する債券について、この基準というところまで具体的にまだ検討が行なわれておらないのに、こういうふうに承つていいのか、あらためてお尋ねをしておきたい。

○杉江政府委員 ただいま申された通りでござります。

○上村委員 そうすると、この資金運用部資金から借り入れをするという点については、三十八年度の予算にはどういうふうに表われておるか少しくお尋ねをしておきたいと思います。現在審議中の予算案ですね。

○杉江政府委員 財政投融资計画の中年に二十億円が計上されておるわけでございます。

○上村委員 そうすると、結局三十八年度の予算纏成に際しては、財技の方との二十億円に対応しておる、こういうわけですか。

○杉江政府委員 その通りでござります。

○上村委員 大体はつきりいたして参りましたが、この私立学校振興法の一部を改正する法律案の中で、三十四条の第八項、「第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券を閑し必要な事項は、政令で定める」とあります、この政令の内容について二応の御腹案があるかどうかお尋ねしておきたい。

○杉江政府委員 これは債券発行する一般的の場合にならうわけでございま

すが、債券の形式、無記名にするか、利札をつけるかというようなこと、また発行の方針、どういう募集の仕方をするか、それから引き受け、受託会社を経由するか、それから払い込み、そのような債券の発行に伴う諸事情について、政令で定めることになります。

○上村委員 この資金運用部資金の融資を受けるということが、今回の改正の大大きなねらいであろうと思うのですが、この法案を見まして、資金運用部資金の融資を受ける手続的なものについては、この法案には規定されていませんが、その点はどういうふうな法律適用を持っていくのですか、その点をお尋ねしておきます。

○杉江政府委員 これは資金運用部資金法という法律に詳しく規定されています。

○上村委員 そうすると、その資金運用部資金の融資の具体的手続法は資金運用部資金法の規定に基づいてすべて処理していくのだ、こう承つておいてよろしいですか。

○杉江政府委員 その通りでござります。

○上村委員 次に、資金運用部資金の融資を受けるということに相なつて参るわけであります。従来の私学振興会の性格と、いうものを大きく変えていくようなことに相なりはしないかといふ点についてお尋ねしたい。

○杉江政府委員 実は財政投融資の融資を受けることについては、当初そうぞういふ心配が各方面から持たれたのでござります。この財政投融資からの融資を受けるということは、一般にはかなり厳格な審査が行なわれ、そしてそれ

は本来的には金融機関的性格を持つことを要求されておるのであります。その団体 자체が貸付でなくして、先ほど申しましたような助成事務を行なうということは、あまり例がないのであります。従つてこの財政投融資からの融資を受けるということにした場合に、今まで振興会が行なつてきた助成の仕事が削除され、またはそれが制約されるということが非常に心配されたのであります。しかしそいつた助成の業務が制約されるということは、理論的に必ずしも必要なことでもないし、法律的にそうしなければならぬということでもないであります。實際上どう措置するかという問題であります。そこで私学振興会の仕事は、ねらいとしては私学振興という大きな目的のために一つ貢献しようということであつて、その方法としては貸付と助成と二つの方法をとる、こういうことがやはり私学振興会設立当初からの基本方針であり、またそういうことで運営されてきております。この性格を変えるといふことになればこれは非常に大きな問題であつて、私どもはもし助成事務がなくなる、できないということで運営されとなれば、これは財政投融資からの融資を受けるべきでない、かようにも考えて折衝してきたわけであります。幸いにそのようなことなく、性格については全く変化なく、資金運用部資金からの融資を受けることになつたわけを譲りたいと思います。

次に国立学校設置法の一部を改正する法律案について、二、三明らかにいたすべく御質問をいたしておきたいと思います。まず第一点といたしまして、今度大学に教養部というものを設けることに相なるわけであります。この教養部は一体どのような目的で設置されるもろみであるのか、この点を一つ明らかにしていただきたい。

○小林政府委員 御承知のように新制大学におきまして、一般教養に関する教育の実施の方法につきましては、発足以来の経験等もございまして、各大学いろいろなやり方をしております。たとえば分校というような形でやつておるところもございますし、あるいは一ないし二学部で集中的にやつておるところもございます。それについて從来も大学側でいろいろと検討をされて参りましたが、大体において学部を離れて特別の教育組織を制度上認めることが実施の方法としていいという結論を持ったところが相当ござります。これらにつきましては各学部に共通する一般教育の課程における教育指導上の責任もはつきりしてくる、明確になるとさいまして、反面またそれによつて一般教育の課程における教育指導上の責任もはつきりしてくる、明確になるとさいます。そういう考え方のわけございます。そういう考え方から相当数の大学で実は教養部の設置、教養部の法制化ということを要望して参りましたが、明年度におきましては特にその中で、学生もかなりおるというものを選びまして、名古屋大学と京都大学、大阪大

学、九州大学、この四つだけに三十八年度ではとりあえず置くということにいたしたわけでございます。なおこの教養部の設置につきましては、中央教育審議会でも検討されまして、そういうものは原則として、設置する順序といいますか、年次というものは別にあるのでしょうかが、終局的には各大學に全部教養部を置く、またそれが好ましいというお考えなのかどうか、その点をお尋ねしておきたい。

○上村委員 そうすると、教養部といふものには原則として、設置する順序といいますか、年次というものは別にあるのでしょうかが、終局的には各大學に全部教養部を置く、またそれが好ましいというお考えなのかどうか、その点をお尋ねしておきたい。

○小林政府委員 先ほどお答えの中で申し上げましたように、各大学で一般教育のやり方は実はいろいろでござりますが、私どもの考え方といたしましては、相当の規模を持つておる、あるいは学部の教にいたしましても学生数等にいたしましても相当の規模を持つておる大学で、一括して一般教育を行なうような場合には教養部を設ける方がいいのではないか、かように考えております。

○上村委員 次に、大学院を設置するという問題は、今度の改正法律案の重要な部分を占めておると存じますするが、新制大学に大学院を設置する場合、どんな基準で大学院を設置するのか、この点の基準についてお伺いしておきたいと思います。

○小林政府委員 戦前からのいわゆる旧制大学には大学院が設置されておりましたが、明年度の予算におきまして初めて新制大学に大学院を置くということにいたしたわけでございます。この選定

につきましては、実は各大学それぞれ相当の希望があつたわけでございますけれども、私どもとしては、その中で特に水準を申しますか、程度の高いものについて研究課程を設置するということにいたしました。その水準の高さ等の規模、それからそこで教えておられる教官の充実の度合い、あるいは教官の研究活動の度合い、あるいは地域的な配分というようなことも考えて、法案に御要求しておるような数を選んだわけであります。

利用の研究所におきましては、それぞれの学問の種類に応じまして相当規模の大きい、スケールの大きい研究設備等がございます。またそれに伴いまして研究費あるいは旅費というような予算が計上されておるわけでございますが、それらの全体の研究所の運営につきまして、研究所長の相談役になるような諮問機関を研究所の中に設けまして、研究者の意向が十分その運営に反映するよう取り計らつておるわけでございます。実際現在までもそれぞれの七つの研究所の運営につきましては、共同利用の研究者が各方面からかなり多數この共同研究に実際に参画しております状況でございます。

○上村委員 本日は本会議ももう間近に迫つておりますので、あと一点だけ質問をいたしまして、私の本日の質問を終わりたいと思います。

国立高等専門学校の新設關係の規定でございますが、この十七校のうち秋田、富山、米子、松江、呉の五校の国立高等専門学校については、予算その他の都合で、昭和三十八年度中に準備を行なつて、昭和三十九年度から開設することにいたしたいといふうに、本法律案の提案理由の説明の中で申されておったように記憶いたしました。法律の建前として、昭和三十九年度から開設される、しかも予算措置がほとんど行なわれていないというものについて、今度の国立学校設置法の一部を改正する法律案の中でこれを規定しておるということは、これはどういふ理由によるものか。これがきちつとできたときに、そのときにまたこの設置法の一部を改正する法律案を提出すべきが立法技術上妥当な方法ではなか

ろうか、こう思うのでございますが、この点につきましての見解を伺いたいと思います。

○小林政府委員 確かに今お尋ねのようない方法も考えられることでございますが、この五校につきましては、実は私どもは三十八年度において開設したいという気持で予算折衝等もいたしました。その結果、この五校につきましても建物を建築をするための施設費だけが認められております。これに伴いまして学校開設のためのいろいろな準備も昭和三十八年度において行ないたいということを考えましたので、法律案にはつきり記載をいたしまして、国会の御承認を得るならば国が責任を持って開設の準備をすることができるのではないか、そういうふうに考えまして、この三十九年度開設の五校についても法律に規定をいたした次第でございます。

○上村委員 以上で私の質問を終わります。

○床次委員長 次会は公報をもつてお知らせすることにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十九分散会